

武石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
西内健委員が所用のため遅れるとのことであるので、御了承願う。  
今日は、12月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので御協力願う。

## 1. 12月定例会の日程及び運営について

### (1) 知事提出予定議案

武石委員長 初めに、12月定例会の日程及び運営についてである。最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(小谷総務部長、説明)

武石委員長 何か、質問はないか。

(なし)

### (2) 会期及び会議日程

武石委員長 次に、1ページの資料1、会期及び会議日程についてである。資料1の日程表案をごらんいただきたい。

12月定例会の日程については、10月14日の議運で招集日を12月5日とする日程案で協議をしてあったが、招集日を12月10日とする告示があったので、新たな正副委員長の日程変更案を示している。

なお、招集日が当初の日程案より5日遅れとなっているため、閉会日は年末の押し寄せまった時期となることから、祝日の23日を事実上の議事整理日に充てることとし、議事整理日を省略して、閉会日を12月24日水曜日とする案としている。

したがって、会期については、案のとおり12月10日水曜日開会、12月24日水曜日閉会とし、会期は15日間とすることで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 それでは、さよう決する。

(小谷総務部長、挙手)

武石委員長 総務部長、どうぞ。

小谷総務部長 会議日程の決定を受けまして、ひとつお願いを申し上げる。先ほど御説明させていただいた人事議案については、慣例では閉会日に追加提出ということになっているが、3件のうちの1件、教育委員会の委員については、閉会日前の12月23日をもって任期満了となるため、調整が整ったら質問最終日の12月17日に提出させていただきたいと考えているので、よろしくお願ひ申し上げる。

(了承)

**(3) 質問者（会派）の発言順序**

武石委員長

次に、質問者の発言順序だが、申し合わせによると、自由民主党5名、日本共産党2名の計7名ということであるので、「順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにする」との慣例によると、

第1日目（12月15日（月））は、自由民主党、日本共産党、自由民主党

第2日目（12月16日（火））は、日本共産党、自由民主党、自由民主党

第3日目（12月17日（水））は、自由民主党

の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

（異議なし）

武石委員長

それでは、さよう決する。

**(4) 発言者の制限時間等**

武石委員長

次に、発言者の制限時間については、申し合わせのとおり、各会派の最初の1人については50分以内、2人目からは40分以内とし、発言回数は3回以内ということで御異議ないか。

（異議なし）

武石委員長

それでは、さよう決する。

**(5) 発言者の届け出**

武石委員長

次に、2ページの資料2、発言者の届け出についてである。県民に広報するための本会議における発言者の届け出について、資料2の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう御協力願う。

**(6) 発言通告書の提出期限**

武石委員長

次に、3ページの資料3、発言通告書の提出期限についてである。申し合わせでは、質問第1日の前日の正午となっているが、その日は日曜日となっているので、12月12日金曜日の正午ということで御異議ないか。

（異議なし）

武石委員長

それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申し合わせで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

**(7) 請願書の受理期限**

武石委員長

次に、請願書の受理期限についてである。申し合わせでは、委員会付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているので、12月15日月曜日の本会議終了後1時間以内ということで御異議ないか。

（異議なし）

武石委員長 | それでは、さよう決する。

**(8) 平成25年度決算議案**

武石委員長 | 次に、平成25年度決算議案についてである。継続審査となっていた決算議案について、開会日に決算特別委員長報告が行われる。決算特別委員会では、本日の午後に決算議案の採決が行われる予定であるので、決算議案に係る議事手続については、開会日に議運を開催し、御協議願うことで、御了承願う。

(了 承)

武石委員長 | なお、9月定例会開会日に提出され、決算特別委員会に付託された一般会計決算に係る平成25年度決算説明資料及び平成25年度高知県公営企業会計決算審査意見書について、4ページの資料4のとおり、知事から議長あてに訂正の申し出があったので、決算特別委員会に送付するとともに、その写しを全議員にお配りしてある。

ここで、今回の訂正について総務部長から発言を求められている。総務部長、どうぞ。

小谷総務部長 | 9月議会の開会日にお配りした、平成25年度決算説明資料及び平成25年度高知県公営企業会計決算審査意見書に誤りがあり、先日知事から議長あてに訂正依頼をさせていただいた。議会への提出文書の作成については、これまで議会からの御指摘も踏まえ、チェック体制を強化してきたところであるが、このようなミスを犯してしまった。今回の事案を受けて、入力時のエラーを表示するための予算編成システムの修正や各資料間の漏れのない突合を図るためにチェックリストに新たなチェック項目を加えるなど、さらなる改善を図り、ミスの出ないようなチェックを徹底していきたいと考えている。誠に申しわけございませんでした。

武石委員長 | この件については、開会日に議長の諸般の報告の中で報告するとともに、決算特別委員長報告の中でも改善を求める旨の要請がされるとのことであるので、申し添える。

**(9) 閉会中の常任委員会委員長報告**

武石委員長 | 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。今回は、委員長報告を行いたいとの申し出はなかったので御報告する。

**(10) 新任の説明員の紹介**

武石委員長 | 次に、10ページの資料5、新任の説明員の紹介についてである。

新たに就任された観光振興部長の紹介を慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後、行うことにしたいが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、さよう決する。

**(11) 議員派遣**

武石委員長 | 次に、議員派遣についてである。

9月定例会において「安徽省友好提携20周年記念訪中団事業」への派遣を議決してあった4名の議員のうち、西森潮三議員から所用のため参加できなくなった旨の申し出があった。このことについては、開会日の議長の諸般の報告の中で報告することとなるので御了承願う。

(了 承)

## 2. 自治功労者表彰状の伝達について

横山副委員長 次に、自治功労者表彰状の伝達についてであるが、このことについては、武石委員長も受賞者のお一人であるので、私から、御報告させていただく。

このたび、全国都道府県議会議長会から浜田英宏議員、樋口秀洋議員、田村輝雄議員の3名が在職20年以上、佐竹紀夫議員、中面哲議員、三石文隆議員、森田英二議員、武石利彦議員、中内桂郎議員の6名が在職15年以上、上田周五議員が在職10年以上の功績に対し、自治功労者として表彰を受けられた。まことにめでとうございます。

なお、黒岩正好議員も在職15年以上に該当されているが、表彰を辞退されているので、念のため申し添える。

この表彰状の伝達식을慣例により、開会日の議事日程終了後に行うこととしたいので御了承願う。

(了 承)

横山副委員長 なお、議長御自身がこの表彰の受賞者であるため、この伝達式は副議長がかわって行うこととし、その後の散会の宣告までを副議長が行うこととしたいので御了承願う。

(了 承)

横山副委員長 また、受賞者を代表してのお礼の挨拶は、在職年数の長い方をお願いしているが、在職20年以上の受賞者が3名いるので、年長者である田村輝雄議員にお願いすることで御了承願う。

(了 承)

武石委員長 それでは、ここで開会日の議事日程表と伝達式次第をお配りする。

(事務局、配布)

武石委員長 それでは今お配りした資料について事務局に説明させる。楠瀬議事課長、どうぞ。

(楠瀬議事課長、説明)

武石委員長 この順序で、議事運営等が行われるので御了承願う。

(了 承)

### 3. 「南海地震発生時における議員活動指針」の見直しについて

武石委員長

次に、11ページの資料6、「南海地震発生時における議員活動指針」の見直しについてである。

あらかじめ、正副委員長案を各委員にお配りしてあったので、目を通していただいていると思うが、見直しの内容の概要について、事務局から説明させる。

(川村総務課長、説明)

- ・指針の見直し内容の概要説明。
- ・11月4日の知事部局と合同の安否確認訓練の結果報告  
議員36名中安否確認メールの登録24名、応答17名。
- ・今後は議会単独でも訓練を行いたい。

武石委員長

何か質問、意見があればどうぞ。

(なし)

武石委員長

安否確認メールの登録がまだの会派は。

川村総務課長

2会派ほどまだ何分の1しか入れていただけていないところもある。9月議会中はお忙しいということで、お願いに上がったが、まだ対応できていない状況があったので、できるだけ12月議会中に登録をしていただきたいと思いますと思う。

武石委員長

ぜひ各会派の皆さん徹底していただいて。できない理由があるのか。特にないね。12月議会中には全員ということで徹底していただくようお願いする。

それでは今議題となっている議会活動指針については認めていただいたということにしたいと思うが、せっかくこういったものができたので、これに基づく訓練を議会独自、あるいは執行部と連携して、あるいは市町村との連携具合とか、いろんな方面、角度からこれをもとに訓練をしていく必要があるかと思うが、年度内は皆さん忙しいと思うので、次期の議運に、訓練をすることをこの際申し送りをしておいてはと思うが、いかがか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、そのように申し送りする。訓練に取り組むということにしたいので、よろしく願います。

それでは、「南海地震発生時における議員活動指針」については、議員編、事務局編及び参考資料の3部構成とする「南海トラフ地震等発生時における議会活動指針」に改めるとともに、「高知県議会災害対策本部設置要綱」及び「大規模災害発生時の議員派遣要綱」を新たに定めることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

なお、議会災害対策本部を「協議又は調整の場」に位置づけるための会議規則の改正及び議員の身分証明書等の交付等に関する規定の整備については、次回の議会運営委

員会において協議いただくよう準備を進めていることを申し添える。

#### 4. 政務活動費について

武石委員長

次に、15ページの資料7、政務活動費についてである。

このことについては、検討会において運用のあり方を御協議いただいていたが、11月6日に開かれた第4回検討会をもって、全ての検討項目について一定の結論を得ることができ、検討を終了したとのことである。

座長である土森委員から検討結果の報告をいただき、議会運営委員会としての協議・決定をしたいと存ずる。

それでは、土森委員、報告願う。

土森委員

ただいま、委員長のほうから説明があったように、11月6日の第4回会議をもって、政務活動費の運用のあり方に関する検討会の協議が終了し、検討項目全てについて結論を出すことができたので、その内容を報告させていただきます。

各会派から出されていた検討項目については、提案の趣旨や検討会で出された意見、それを踏まえた上での検討会としての結論を取りまとめたものである。この場では、既に報告済みの①と②以外の項目について、報告させていただきます。

まず、③の支給方法については、支給対象を会派または議員個人へ一本化したらどうかという提案を受けていたが、会派活動と議員個人の活動がそれぞれあり、会派と個人に分けて交付する今の形が、説明もしやすいということで、現行どおりでということになった。

④の按分方法であるが、現在の按分率を合理性のあるものに見直したらどうかという趣旨で提案されたものであるが、議員個人ごとに状況が異なるため線引きの難しさがある、現在のマニュアルは全国議長会の考え方を踏まえたものであり、説明責任も果たせるということで、現行どおりで問題ないということになった。

⑤のチェック機能については、第三者機関を設けてはどうかという趣旨の提案であったが、現在でも監査委員の監査を受けているし、ホームページで関係書類全てを公開することで、広く県民のチェックを受けることにもなるということで、第三者機関を設ける必要はないとの結論に達した。

⑥の四半期ごとの収支報告は、四半期ごとの精算払いにすれば、返還の作業もなくなり、事務局のチェックもしやすいとの提案であったが、3ヶ月ごとに決算を行うということになれば、作業の負担が大きくなるし、人件費や事務所費の立てかえ払いの負担も大きいなどの意見もあり、提案の趣旨を踏まえて、収支報告書等の早期提出を心がけていくことを確認しあった上で、現行どおりと決定した。

⑦の政務活動記録簿の毎月提出は、早期提出の方法を議論する必要があるという趣旨によるものであったが、これも先に触れたように早期提出を心がけていくことでカバーされるということで、現行どおりとした。

⑧と⑨の提案の趣旨は、いずれも県民への説明責任を念頭に置いて、活動内容や収支内容をよりわかりやすくするために、報告書の記載内容や添付書類の充実を図るべきというものであったが、現在では必要な記載や領収書の添付は行っている、枠にはめた詳細な報告書が求められると、報告書の作成への負担が増加して、本来の調査研究活動への影響が懸念されるなどの意見もあり、結果としては現行どおりという結論になった。ただ、提案の趣旨等を踏まえ、可能な限りの詳細な報告や可能な限りとれるものはとるようにして、添付書類の充実に努めるということをマニュアルに盛り込んでいくこととした。

⑩の宿泊費は、宿泊料を定額支給から実費支給に見直すべきという趣旨の提案であったが、これについては、他の都道府県議会の状況なども踏まえれば、定額のままとするのは難しいといったことから、平成27年度分からは領収書に基づく実費支給に見直すということで、意見が一致した。ただ、その場合の上限については、ここが大事、海外旅行などで安全面や季節的に料金が割高になるなどの実態を考慮する必要があるとの意見があり、この点については、他の都道府県の状況や本県の特別職の取り扱いなども踏まえた上で、議会運営委員会でのあり方を協議、決定してもらうこととした。

一つ飛ばして、⑫のJR等の交通費だが、これは検討会で議論をしていく中で新たに追加した項目である。現行のマニュアルでは、JRやバスなどの交通費については、領収書の提出は原則不要としているが、先ほどもあったようにとれるものはとり、添付書類の充実を図るという方向性のもとで、平成27年度からは、領収書が取得できない場合を除き、領収書の提出を原則とするという形にマニュアルを見直すということで、これも異論なく、全会一致で決定した。

⑪の宿所への充当であるが、以上のとおり、検討会では、見直すべきものは見直すという姿勢で検討を重ね、ホームページでの公開や飲食を伴う会議の会費への充当の廃止、宿泊料の実費制への見直しなど、大きな見直しを決定したところである。

一方、政務活動費の運用のあり方をトータルで検討する中で、新たに措置すべきものとして俎上に上ったのが、⑩の高知市以外の選挙区の議員が高知市に設けた宿所への政務活動費の充当である。これは、提案の趣旨等の欄にも一部記載してあるように、東西に長いという本県の地理的条件や、政治や経済等が高知市に一極集中し、県会議員が情報収集や意見聴取などの政務活動を行う上において、県庁はもとより、国の機関や民間企業、各種団体などが集まる高知市の占めるウエイトが高いことなどから、高知市に政務活動の拠点として宿所を設け、地元の事務所等に加えて二重の出費を余儀なくされている実態があるので、その負担の一部を政務活動費でカバーできるようにしたらどうかというものである。

全国的には、本県と同様の状況に置かれた団体も当然あると思うので、そういった団体がどのように対処しているかを事務局に調べさせると、8県が議員宿舎を設置していることがわかった。県庁所在地に設けた宿所に政務活動費の充当を可能としている団体が3団体あった。このうち、議員宿舎については、県の財政状況を考えれば、新たに建設することは難しいと言わざるを得ない。

一方、宿所への政務活動費の充当は、適用している団体はわずかではあるが、現行の事務所費と同様の考え方のもとで運用が可能であり、現実的な措置と考えられる。

検討会の委員からも、遠隔地の議員の時間的、体力的な負担の軽減や高知市近郊の議員との間のハンディの解消、高知市に事務所を持つ議員との均衡などの観点から、何らかの措置が必要という意見が出され、結果的に高知市以外の選挙区の議員が高知市に設けた宿所への政務活動費の充当を可能とすることを全会一致で決定した。

なお、この件については、この後、適用する上での要件などについて、事務局から補足説明をさせていただく。

武石委員長

では、事務局に説明をお願いします。川村総務課長、どうぞ。

川村総務課長

資料は次のページになる。ここに、議会運営委員会でもまだ報告していない第3回、第4回会議、この決定事項、今、土森座長から御説明があったが、その中でもマニュアルあるいは条例等の見直しを必要とするものについて抜き出してある。

1番が宿泊料。御報告があったように、定額支給を領収書に基づく実費支給に改める、これは平成27年度分から実施をするということである。先ほど御報告の中で言葉のつけ足しがあったように、これに伴って実費制にした場合の上限額、これをどうしていくかというのは、年度内の整備すべき課題となっている。

2番が宿所への経費の充当であるが、これは17ページに要件等の概要が書いてある。括弧の中は、先ほど土森座長の報告の中にあっただけで省略するが、ここからはマニュアル等に規定していく要件になる。

(1)が宿所の要件。(ア)高知市以外の選挙区の議員が高知市内に設けた宿所。(イ)現に政務活動の拠点として継続的に使用していることが明らかであること。そこに3つほどあげてある。(ウ)として、宿所という性格から、日常的な生活の場として利用しているものではないこと。こういうことが要件となってくる。

(2)宿所の位置づけであるが、これは突然今回降って湧いたものではなく、もともと会議規則の中に条文、そこに書いてあるが、既に位置づけがあった。これから政務活動費の中で、宿所というものに充当していく場合には、会議規則第3条による届け出等を行っていただくことが必要になるかと思う。

対象とする経費及び按分率、ここについては、先ほどもあったように現行の事務所費と基本的に同じ考え方のもとで適用していく。対象経費は、賃借料、光熱水費ということになる。経費の按分は、基本は(ア)にあるように、政務活動あるいはその他の活動を分母として、それに占める政務活動の割合ということになるが、なかなか短期的なこともあり、こういうものをきっちり出すのも難しいので、(イ)にあるように、現行の事務所費の取り扱いと同じように、2分の1を上限とするような形で按分を考えていただく、こういうことにしている。次のページは、現行のマニュアルにおいて、按分率を事務所費について所有形態ごとに区分したものであるが、この表の中に、新たに宿所の部分を付け加えていく形でのマニュアルの改正を予定している。

16ページに戻っていただいて、JR等の交通費の領収書については、原則、今までは領収書不要としていたものを、提出を原則として、領収書がとれない場合、自動発券機で領収書が出ない、そういう場合については例外とする、そういう扱いに平成27年度分から改めていくということである。

武石委員長

土森委員、どうぞ。

土森委員

最後に、前回の議会運営委員会で決定していただいたホームページでの公開に加え、本日報告した見直し事項の実施が決定された場合には、政務活動費の交付に関する条例の改正が必要となるので、条例の改正方法についても、事務局に説明をさせる。

武石委員長

川村総務課長、どうぞ。

川村総務課長

資料は19ページになる。詳細を説明する。

まず、前回までに決定いただいた、ホームページ上で公開をするにあたって、会計帳簿を提出書類に位置づけて、公開の対象にしていくということで、現在収支報告書の提出等を規定している第10条第4項の中で、1号で、「領収書その他証拠書類の写し」という現行の規定の上に、「会計帳簿」を新たに付け加えて、提出書類に義務付けているというのが一つである。

2番の収支報告書等のホームページでの公表。これも単に公表することを決めただけでなく、条例上も明確にしていこうということで、現在13条で収支報告書等の保



存及び閲覧と、閲覧に供することを規定しているところがあるので、ここの2項を改正して、「収支報告書等を高知県議会のホームページにより公表するものとする」として、3項で、現行の閲覧を「請求があったときは、閲覧に供する」と、こういう形に改めている。これは、ホームページでの公表は閲覧と異なり、議会が主体的に行っていくというものであるので、現行の閲覧よりも上に規定を盛り込んでいる。

3番の別表への「宿所」の追加である。条例の別表のほうで、政務活動費を充当できる経費を規定しているが、先ほど新たに設けることとした宿所については、事務所費の項目の中に宿所をつけ加えることで位置づけを明確にしている。

施行期日等を4番に書いてあるが、条例の改正成立後速やかに施行すると、4月1日でも間に合うが、決定されたことは速やかにということで、公布日施行を予定している。経過措置はそこにあるとおりで。以上である。土森委員にお返しする。

武石委員長

土森委員、どうぞ。

土森委員

苦労もあったが、検討会からの報告は以上である。

繰り返しになるが、検討会では、政務活動費の運用のあり方について、議運からの命を受けて見直すべきものは見直すという強い姿勢で検討を行った。

その結果、都道府県では初めてとなるホームページでの収支報告書等全ての書類の公開を初めとして、幾つかの大きな見直しを示すことができた。

見直し提案があった項目のうち、結果として現行どおりと決定したものもあるが、県民への説明責任を果たすという提案の趣旨を踏まえ、報告内容や添付書類の充実に取り組むという前向きな確認も行ったところである。

そういった中で、宿所への充当という新たな提案をさせていただいたが、これも政務活動費の運用のあり方に真摯に向き合って検討した結果である。

本日新たに報告した見直し項目とあわせ、その趣旨を酌み取っていただいた上での十分な協議をお願いし、報告とさせていただく。

なお、最後になるが、この検討会の委員の皆さまに真摯に前向きに取り組んでいただいたことを座長としてお礼申し上げる。あわせて事務局も鋭意努力していただき、この検討会での協議に協力賜ったことを改めてお礼申し上げて、報告とさせていただきます。

武石委員長

ありがとうございました。それでは報告いただいた事項について協議を行う。意見、質問があればどうぞ。

(なし)

武石委員長

それでは、報告のあった項目及びその改正内容については、土森委員からの報告のとおり改正するというところで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

それでは、政務活動費の運用のあり方の検討については、本日の協議で決定したことをもって終了することとし、今後はマニュアルの改訂作業などを進めるとともに、今定例会には「高知県政務活動費の交付に関する条例」を改正する議案を提出したい

と存ずるが御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

土森委員を初めとする政務活動費の運用のあり方に関する検討会の委員の皆さまには、お忙しいところ多岐にわたる検討項目について、タイトなスケジュールであったが、その方向性をまとめていただき、ありがとうございました。

(小谷総務部長、挙手)

武石委員長

小谷総務部長、どうぞ。

小谷総務部長

執行部としては、ただいま決定された政務活動費に係る宿泊料の見直しなどを踏まえて、知事を初めとする特別職等の公務出張に係る宿泊料について、現行の定額支給を改め、現行の額を上限に、実費額による支給を原則とする制度にするため、今定例会の開会日に関係条例の改正議案を提出させていただきたいと存ずる。

武石委員長

ただいま、総務部長から政務活動費に係る宿泊料の見直しの動向なども踏まえて、知事等の特別職の公務出張における宿泊料について、現行の定額支給を実費支給に改めるため、関係条例の改正議案を開会日に提出したい旨の説明があった。

従来、議員の旅費関係の条例については、知事等の特別職に準じて改正をしてきたので、このたびも同様に、議員の公務出張における宿泊料を現行の定額から改めることとし、条例を改正するということでよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、議員についても、知事等の特別職に準じて同様に条例を改正することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

なお、今回、知事等の公務出張に係る宿泊費の見直しの条例改正にあわせて、議員の公務出張に係る宿泊費の見直しの条例改正を行うことになるので、この際、今回提出されることとなる期末手当の改正と同様、知事等に係るものとあわせて、執行部から開会日に条例を改正する議案を提出することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、さよう決する。

執行部は関係条例の改正に向け、手続を進めていただくようお願いする。

ここで浜田議長より報告がある。

浜田議長

引き続き調査を行うとしていた、西岡元議員の政務活動費に関する調査の件について

て、前回以降の状況を報告させていただく。これまで事務局を通じて秘書の横山氏と定期的に連絡をとり、状況の確認をしてきたところであるが、11月6日付けの文書が本人より送付された。この手紙の趣旨や本人の病状などについて確認する必要があると考えたので、去る11月21日議長室へ横山氏を招いた。その概要を報告させていただく。

まず手紙の趣旨とこれまでお願いしてきた、調査への同意書の提出や病状回復後に議会に出てこられるといった件について、議員辞職からちょうど1年がたち、この間に何度にもわたる手術を行ったことで、体力と気力が相当弱ってきている、高齢ということも相まって、このあたりで区切りをつけさせていただきたいとのことである。さらには同意書の提出や議会への挨拶についても、今後もお応えできないので、正式なお断りをする趣旨で今回の手紙を出させていただいたということである。いわば最後通牒のような手紙である。次に、この1年余りの病状や現状の体調について詳しくお聞きしたところ、これまで東京及び埼玉の病院で4回の手術を受けている。一つは顔面の皮膚がんの手術、首の後ろの腫瘍・こぶの切除の手術、若いころからの持病の腸の手術、もう一つは腰のたぶん脊椎の手術。4回の手術である。直近ではつい先月に腰の脊椎の手術をしたばかり。なおかつまだ1カ所手術しないといけないことになっている。この1カ所は、肩の腱が切れているので、それをつなぎ合わせる手術。想定外の手術の繰り返しで、主治医からも治療に専念するよう強く言われているとのこと。また、昨年末の議会の調査で、開催や参加の事実が確認できなかった2件の事例、内外情勢調査会の出欠、日本ゲートボール協会連合の研修会の出欠について、故意的なことでは全くなく、本人の勘違いによるミスである。何分資料も残っておらず記憶も定かでないので、なぜどのように間違っただのか明確にお答えできないので、何とぞ御容赦いただきたいとのこと。最後に県民への説明責任に関しては、本人にとっても4回も5回も手術を行うといったことは、思いも寄らなかったことであった。体重も10キロ以上落ちており、体力、気力とも相当弱っている中で、さらに、もう一つの手術を控えている状況を推察していただき、本人の余生、余命のことを考え、何とぞ御理解を賜りたいとのこと。

この1年余り定期的に横山氏を通じ調査への協力を求めてきたところであるが、議長の調査権が政務活動費の返還によって事実上なくなってしまったことに加え、今回の面談によって明らかになった本人の体調面を考えあわせ、私としてはこれ以上調査への協力を求めていくことは難しいのではないかと判断に至った次第である。私はそう思うが、議運の皆さんの御意見、御教示を願いたい。委員長以上である。

武石委員長

ただいま、浜田議長から西岡元議員からの書面による申し出と、それを踏まえた秘書との面談結果についての報告があった。

その中で、西岡氏からは調査への協力はできない旨についての最後通告があったこと、また、西岡氏の体調面のことを考えても、これ以上の調査の継続は、断念せざるを得ないとの考えが示された。

議会としては、昨年10月に「県民から信頼される県議会の確立を目指す決議」を可決した経緯もあり、議員辞職、政務調査費の返還がなされた後も、西岡元議員に対し、調査への協力について、依頼してきたところである。

しかしながら、今回改めて、本人から調査に協力できない旨の意思が示されたことにより、議会としての独自調査は、事実上困難となった。

県議会として、本人の協力を得て、事実関係を明らかにすることができなかったことは、まことに残念であるが、そもそも調査自体に強制力がなく、本人の体調面も考

慮すると、これ以上の調査を続けることは現実問題として難しいと言わざるを得ない。

一方で、西岡元議員の件を、一つの契機として、県議会として政務活動費の運用のあり方を再検討し、再発防止につながる見直しをただいまも行ったところである。このことだけをもって、県議会に対する県民の信頼を取り戻すことができたということにはならないかもしれないが、県民に対する責任を一つ果たすことができたのではないかと考えている。

これを一つの区切りとして、西岡元議員に係る調査を終了せざるを得ないと考えますが、いかがか。この点について協議願いたい。各会派の皆さまに意見を順次賜りたい。

梶原委員

先ほど議長から西岡元議員の病状等説明いただいて、体調面が大変で心配をすることであり、治療にはぜひ専念していただきたい。ただ、議会として調査に協力するよう依頼してきた以上、議会として県民に対する説明責任もあり、西岡元議員としても政務活動費の返還をもって社会的、道義的責任を果たしたとは全く言えない。健康の状態も見ながら、議会として調査に対する協力は要請していくべきと思う。

米田委員

梶原委員も言われたが、病状自体はお見舞い申し上げる。大変な状況だと思う。ただ手紙にも書いているが、これ以上騒がせて迷惑かけることは全く本意でない、それはそのとおり。これ以上ということにはならないわけで、迷惑かけないために、これまでの経過について事実を明らかにすべき。西岡元議員はその責任を果たさないといけなく、議会としても求められている。引き続き療養の状況を見ながら、協力要請はきちっと県議会としてすべきというのが会派の意見。

西森(雅)委員

ちょっとまだ会派として最終的にどうするかという議論はしていない。今までどおり要請していく形にはなるかと思うが。持ち帰って検討したい。

坂本(茂)委員

私どもは、調査協力の要請はし続けるべきと考えている。率直に言って、これ以上迷惑をかけることはできないと言うが、本来であれば調査への同意書を提出していただければ、調査は可能なわけである。本人がどうこうしなくても、同意書を提出していただければ、それによって調査先への事実解明ということが事務局でできるようになる。そこを考えれば、逆にそれを出していないこと自体が迷惑をかけていると、私は捉えている。迷惑をかけたくなければ、早急に調査同意書を提出していただくことが肝要かと思う。

横山副委員長

県政会は私自身に一任されているところであるが、議長の報告をいただいて、努力された結果として、十分な調査ができていないことについては、ある程度病気等の状況を聞く中でいたし方ないと思う。今回の西岡元議員の件を受けて、県議会としてもいろいろ改革を進められたことを評価しているところだ。そんな中で西岡元議員に対する調査はできることはするが、これで終了してもよいのではと思う。

武石委員長

各会派から意見を賜ったところである。さまざまな意見があったが、先ほども申し上げたとおり、これ以上の調査を継続することは極めて困難であると判断せざるを得ない。よって、調査自体は一旦終了せざるを得ないのではないかと思う。

ただ、いろいろ意見があったように、議会としての調査は終了するが、道義的、社

会的責任という観点から、本人の体調が回復したときには、本人から県民に対しての説明責任を果たしていただきたいということを、秘書を通じて要請しておきたいと考えるが、いかがか。

坂本(茂)委員 今各会派から出された意見は、さらに協力を要請していくという方向性の意見が多かったと思うが、そののところはどういう判断なのか。

武石委員長 その点については、西岡元議員の代理で、直接我々が接触できる横山秘書を議会に招いて、議長が面談した。それは、先ほど報告いただいた。その結果、議長の判断でこれ以上の調査は困難であるという報告もあったところである。直接面談した議長の判断は、議運としても重く受けとめないといけないと私は考えている。ですから、これ以上の調査は事実上困難であると申し上げたのは、直接面談した議長の判断を尊重したものである。ただ一方、これで調査を一切終結するということになる、今各会派から意見をいただいた、県民に対して説明責任を果たしていかないとけないということに反するので、その旨を、これからも可能な限り報告を、西岡元議員側に求めていくことにしたいと思っている、個別具体的にいつどういうふうにするかは、今後議長にも判断いただかないといけないと思うが。議運としては一旦調査を終了する、ただ説明は求めていくということをおよびの議運で決定しておきたいと思っている。

坂本(茂)委員 そこが曖昧模糊としてわかりにくい。今、委員長は、調査は終了と言いつつ、一方では終結ではないという言い方もされている。そのところ、どういうふうに取り扱うのか、もう少し明確にいただきたい。

武石委員長 私はこう考えている。議長にも随分御足労いただいて、面談もしていただいて、議運でもこれまでも報告いただいていたが、従来のようにこれからも議長が調査をするということは、一旦これで終結させたい。調査を終結するというのは、私はそういう意味で言っている。これまでのように議長の一つの役割として、西岡氏側に接触して、面談を求めて事情を聞くことはしないということ。ただ一方で調査を続けるということは、繰り返しになるが、西岡元議員からの説明は求めていく、つまり可能になれば、西岡元議員の健康状態も含めて、西岡元議員側からの説明は引き続き求めていく。いつでも議会に説明してくださいという姿勢を示す。こういうことで御理解をいただきたい。

浜田議長 私の説明でも申し上げたとおり、議長の調査権が、政務活動費が全て返還されていることにより、事実上なくなってしまった。今後私がとれる手段は、今までどおり横山氏にお会いして、10月に行われた決議文を示して、引き続き社会的道義的責任があるということ、病状が回復したら県議会として待っているということをおよびの口頭で言うしかない。そのように思っている。議長としての調査権は、現実になくなってしまったということである。

米田委員 それは今までと一緒。調査権がない中で、県民への説明責任を議会が果たさないといけないということで、議長が代表して働きかけをしてきていたと思う。議長の面談等一旦閉じてしまうと、事実上どうなるのかということになるので、引き続き議長が議会を代表して面談なり、坂本委員が言われたように同意書ということ、協力の要請は変わりなくしていかないと、事実上の終結になってしまうおそれがあるので、議

長が代表としてやるべきではないか。

武石委員長

繰り返しになるが、御理解いただきたいのは、相手の健康状態である。秘書と西岡元議員がどのぐらいの頻度で会っているのかは我々もあずかり知らないので、提出された書面によっても、健康状態が極めて悪いと判断せざるを得ない。御理解いただきたいのは、議長から申し出て、今までのように議運のたびに報告するというような意味での調査は、一旦ここで終結するという事。きょう出る意見が出た、これからも要請をしていくことはするので、御理解いただきたい。私はそういう要請で、十分西岡元議員側にとっても重い責務を課したということになると思う。何とかきょうの議運で御決定いただくよう御理解いただきたい。

坂本(茂)委員

私も繰り返しになるが、本人の健康状態とは関係なく、調査同意書を提出してくればこちらは調査できる。結局、調査同意書が出ていないから、例えば訪問先に照会もかけられないということになっているわけである。

武石委員長

ただ、同意書が出せるかどうか我々としてここで判断はできない。だから、西岡元議員側、我々の接触する窓口である横山秘書に、同意書が出せないかどうか、それも含めて要請する。要請するというのもそれも含めてということ。それが、事実を明らかにするという西岡元議員側の果たすべき責務だと思う。

もう一回整理させていただきたい。健康状態も勘案した上で、従来のように議長から定期的に申し出て調査をしていくことは難しいということを一応御確認いただきたい。その上で現時点のような形は終了するが、今坂本委員が言ったことも含めて、可能になれば西岡元議員側に対応していただくよう要請しておく。そういうことで御理解いただきたい。

土森委員

森田前議長、浜田議長、2代にわたる議長が、この件について随分秘書に申し入れをしたりして、ここまでよくやってくれたと思う。最終的な文書が来たことになるが、議会としての責任をどう果たすのかというところが残っている。委員長が言ったように一度整理した上で、坂本委員が言ったような同意書を含め、なお今後協力要請をしていくという方向を示していくことが、議会としての責任を果たしていくことにつながってくる。本当に大変な問題で、いろいろ話のあったように政務活動費の大改革もやった。議会としての政務活動費の運用等については、全国一といってもいいぐらいの改革ができた。そういうことを考慮しながらも、再度議長のほうで坂本委員が言われた同意書を含めて要請をしていく、これ以上はなかなか難しいのではないかなと思う。

西森(雅)委員

先ほど言わせてもらったが、どうするかというところの、こういったものが出てきているということは聞いていたが、議長としてのこういった判断をされるのかということは、今聞いて、会派として持ち帰って、議長の判断に会派としてどうなのかというのは、次の議運でお願いできたらありがたい。

武石委員長

できれば今日結論を出したいと思っている。土森委員も言ったように森田、浜田両議長には随分これまで御足労おかけしてきた。会派の事情はわかるが、会派を代表してここにおられるので、会派からの意見は出たと思う。論点はクリアにある程度なっていると思う。だから、どうするかという結論を今出せないことは私はないと思うの

で。

西森(雅)委員 それはわかっているし、議長の思いは尊重したい部分は当然持っている。その上で一旦時間を。次でなくても、10分休憩をいただいてもよい。

浜田議長 今回の西岡氏からの手紙は、議会の要請に基づいて送られてきた手紙ではない。ほぼ2か月置きには定期的に秘書と面談して、経過について報告、調査等していただいていたので、そろそろ12月議会で、またこちらから問い合わせがあることを想定して、こちら辺で向こうはもう終わりにしてほしいとのことで、向こうから出してきた文書である。さっき委員長から報告にあったように、最後通告のようなことであるので、これで終わりにしてくれとの思いが本人は大分強い。こちらからどんなお願いをしても、調査について同意文書を求めることを行っても、なかなかよい回答は得られないと思う。やることにやぶさかではない、やれと言われればやるが、期待はできないだろうと思う。以上である。

武石委員長 公明党からの意見もあったが、議運を開いて1時間以上たったので、ここで10分ぐらい休憩をとって、その後再開することとしようか。

(了 承)

武石委員長 それでは、一旦休憩して、再開は11時30分とする。 (午前11時20分)

(休 憩)

武石委員長 それでは、休憩前に引き続き、議会運営委員会を再開し、協議を行いたいと思う。各会派から、さらに意見があればどうぞ。 (午前11時30分再開)

坂本(茂)委員 まとめれば、議長を通じて行う調査については、今回で一旦取りやめるけれども、議会としては調査を継続するというのか。そうした場合、議会としての調査の仕方では今まで議長を通じていたが、議会を代表して、それは誰がやるのか。議運委員長とか、そういう理解でよいか。

武石委員長 高知県議会として、あるいは議運として、西岡元議員側にこちらから調査をかけることはしない。向こうから事実について説明をしたいということがあれば、それは受けるが。現時点のように議長が定期的に調査をすることはしない。ただ、各議員、各会派において独自の調査をしていくとかいうことがあれば、それをとめるものではない。従来のように議運として、あるいは議長が代表として、こちらから調査を能動的にしていくことは相手側の健康状態を見て、一旦打ち切るということ。繰り返すが、各議員の立場において、独自に調査をされるということであれば、それをとめるものではない。こういう解釈をしていただきたい。それで一旦どうか。

坂本(茂)委員 議員として調査をすることは、当然、各議員の活動の範囲内で、自由であろうと思う。それはそれであるが、議会として調査を継続するかどうか、これまでの中で一番問われてきたことだと思う。そして、それを議長が代表してやってきた。しかし、今回の議運委員長が取りまとめた内容だと、議会としての調査そのものも能動的に行

わないということであるから、うちの会派としては賛成できないという意思是表明しておく。

米田委員 前半のときは、一旦終結してということで、意味がよくわからなかったが、何らかの形で議会として、武石委員長は、調査同意書も提出を求める、説明責任も求めるという話であったと思ったが、今話を聞いたら全然そうではないので。

武石委員長 いや、そうじゃない。

米田委員 だから、議員個人、やりたい人はやりなさいと。

武石委員長 やりなさいではなく、やることをとめるものではないと。

米田委員 そんなことはあたりまえ。とめれない。

武石委員長 そういうことじゃない。議長が代表で調査しているときに、各議員が調査をしづらいたらうから、それをとめるものではない。こういうこと。

米田委員 そうではなく、県議会決議に基づいて議会としてどうするかという対応が問われている。議長に御苦労をかけているが、議会の代表として決議を受けて、その役割を果たしてもらっているわけで、少なくとも今期、来年3月までは今のメンバーで精いっぱいやって、その後どうするかそれから結論出したらよい。

武石委員長 精いっぱいやったらよいが、繰り返し言うが、相手方の健康状態ということについて、どう考えるか。一番御存じなのは議長だと思っているし、その議長が決断を議運に示されたわけだから。

米田委員 健康状態は、直接私は見ていないが、ただ浜田議長も横山氏の話の聞いただけである。ある意味、病院に行って聞くこともある。どんな状況であろうと。そういうことも含め。大変なときに行けということではない。身体的、肉体的な状況も勘案しながら、引き続き議会として対応していく。少なくとも任期中、私たちがした決議に基づいて、責任、役割を果たすことが必要ではないか、相手の出方はあるが。この文面を見て、県民はこの最後通告に納得しないと思う。病状が大変なことはわかるが、引き続き努力は議会としてしてもらわないと。

浜田議長 私は、ぜひ本人に会いたいので、病院を教えて欲しいと言ったが、病院も教えられないとのこと。教えたら、どこかから漏れてマスコミが押しかけたり、見舞いが押しかけたり。本人は本当に体調が悪いので、教えることはできないと固く断られた。これ以上面談の機会も調査のすべもない。八方塞がり。

西森(雅)委員 議会を代表して議長がさまざまな対応をしていただいていた。その議長が結論を出したことについて、私ども公明党としては、議長の判断を理解するということが会派として確認をした。

中西委員 この文書を読む限り、坂本委員が同意してくれたら調査できるという話だが、同意



を求めて調査し、裏づけするためには本人に意見を聞かないといけない、議会としては。そういうことを耐えられないから、もう打ち切りにしてくれと。病気を治すことに専念するように主治医に言われているので、それ以外のことを考えるなど言われているので、勘弁してくれという話である。政務調査費を全額返還したときから、そういう趣旨の話が出ていた。当時から相当悪いということを別からも聞いていたので、議会として能動的なことをやっても、向こうが耐えられないわけである。向こうが、もし手術を終わって元気になったら、こういうことだと回答があれば、それを受けることしかないのではないか。

西森(雅)委員 当初議長に一任していたわけで、その議長が判断したわけだから、その判断を理解するということがよいのではないか。一任していたから。今どうこう言うなら、その時点で一任はいけないと言うべきであった。

米田委員 同意書の提出とか、説明責任を来たときに果たすようにとといったことを要請することについて一任しただけ。やめることや中身まで一任したわけでない。

武石委員長 いろいろ意見を賜った。西森委員、中西委員からもお話もあったように、議運の委員長として私は、相手方の健康状態を考えたら、その状態を一番知る立場にある議長の判断を議運としては、この際尊重させていただきたい。

米田委員 体調を知る立場にあると言うが、今説明された以外の症状を議長も知っているわけではない。

武石委員長 それはそうだが、それではお聞きするが、どういうふうに、議会としてクリアにしていく方法があるのか提案いただきたい。

米田委員 症状、療養の具合を見て、引き続き働きかけを議会としてきちっとしていく。今、終結という結論出すことではない。

武石委員長 議長から要請はするわけだから。

土森委員 一回きれいにまとまっていたのに、休憩しておかしくなってきたが。要するに西岡元議員からは、最終的にこういうことには体力的にも耐えられないと、向こうからの最後通告みたいなのが来たが、それを受けて、議長は判断した。各委員の皆さんから言うと、坂本委員も同意書を提出してほしいとの要請をしたらどうかと。議長のほうも一応議会としての終結はするが、再度議長のほうから、きょうの意見を聞いた上で要請しておく。こういう話だったね、さっきは。

武石委員長 もう一遍整理させてください。相手方の健康状況を考えれば、これまで議長にやっただいてきた形の調査は、これ以上は難しいと判断せざるを得ない。それは議長からも報告のあったとおりである。ただ、これで能動的な調査は一旦終結するが、議長から改めて、西岡元議員側にこの調査に対する協力を要請していく、その中で坂本委員が言われた同意書の提出も含めて議長から要請していく。そういった形で今回一旦議運としては決着をつけたい。こういうことであるので、ぜひそういう御理解をいただきたい。

- 坂本(茂)委員 要請するという事は、決着ではないではないか。結局、最後に言われたのは、議長を通じて、再度改めて西岡氏側に要請すると言われたので、それをするという事は、議会として調査するという事を決着するという事にはなっていないと思う。
- 武石委員長 決着なんか言っていない。終結するという意味の主語は、議長が能動的に西岡元議員側にこれまでのように聞き取りをすることを一旦終結する。ただ一方、病状が回復したり、状況に変化があれば説明をするよう要請する、こういうことで御理解をいただきたいという話をしている。
- 加藤委員 確認だが、一旦終結ということは、我々も文書だけで西岡氏の病状を見たわけではないので、できれば私は回復をしていただきたいと強く思っているし、回復した後の調査という道は残しておく必要もあるという意見も会派の皆さんからあったと思う。ということは、一旦終結でなく、事実上休止という捉え方も。
- 武石委員長 それは主語が違う。終結というのは、調査を終結するというふう捉えるとそういうふうになるが、何度も言うが、議長が今までのように定期的に調査をして、聞き取りをして、議運にその都度報告すると、これを終結すること。これに関する調査をやめるとは私は言っていない。その終結するという、何を終結するかをよく御理解いただきたいと思う。言い方を変えてもいい。終結という言葉を使わずに。
- 米田委員 議運ごとの報告はなくても構わないが、病状も見ながら議長としては引き続き、調査同意書の提出だとか、説明責任を求めるといった働きかけは引き続きやっていくということであれば、それは一旦終結ではない。
- 西森(雅)委員 ボールは投げるが、返ってくるのを待つしかないということ。
- 米田委員 今までもそう。
- 中西委員 今までは違う。今までは何回か定期的にやれと言ってやってきた。そういったものはやめようという説明を、今委員長がしている。
- 武石委員長 議運としての結論は、これまでのように議長が定期的に聞き取り調査をして、それをその都度議運に報告する、この部分については、一旦終結あるいは中止ということでもよい。もうできない。これだけの文書も出されて、健康状態も極めて悪いという中で、それはできない。だから、議長が能動的に聞き取りをするということは、中止をする。要請はするわけだから、要請に西岡元議員側が応じて説明したいということであれば、当然対応する。何か状況に変化があった、何らかの新事実が出たと、議運として調査をしなければならなかったら、当然調査をするわけだから。
- 西森(雅)委員 議長に代表して対応していただいていたわけだから、議長がそういう判断をするということであれば、それを理解するという事でよいのではないか。
- 西内(健)委員 議長が能動的にやるのを一旦これで終結するという事で、健康回復した後に、改めて報告を要請するというのはどういう形でこちらから投げかけるのか。

- 浜田議長　私が口頭でやろうと思っている。向こうはドクターストップで、タオルがリングに投げられたわけである。この場に及んで許さんということはなかなか言えない。最後にこういうことで議運で決まった、病状が回復して話のできるようなことがあれば、待っているということを口頭で。
- 武石委員長　きょうの議運の内容も含め、今後のことについて、議長から西岡元議員側に要請をしていただくということで、本日の議運の結論にしたいと思うが。
- 米田委員　いろいろ出ているように終結という言葉でなく、そういう病状にあるので回復を待って、改めて議長が対応するというふうにしてくれないと。県民は聞いても意味がわからない。私たちも説明ができない。終結という言葉はふさわしくない。
- 武石委員長　終結がふさわしくないということではなく、主語を取り違えられているのではないか。議長が能動的にこれまでのように定期的に議会の決議を受けて、聞き取りをすることは一旦終結するという。主語はそこ。調査を一切終結するという意味ではない。何回も言ったが。
- 坂本(茂)委員　議長として今までの形態の調査は一旦中止するが、議会としての調査は継続ということでよいか。
- 武石委員長　それでよい。そのために議長から要請をしていただくわけだから。おっしゃるとおり。  
もう一回まとめの案を言わせていただきたい。健康状態もあり、これ以上の調査の継続は困難になったので、現時点のような調査の仕方は終了せざるを得ないと判断せざるを得ない。ただ、議会としての現在のような形の調査は終了するが、道義的、社会的責任という観点から本人の体調が回復したときには、本人から県民に対する説明責任を果たしていただきたい、そういったことを横山秘書を通じて本人に強く議長から要請させていただくということで、きょうの議運の結論としたいと思う。
- 米田委員　正確に言えば、本人の病状回復して、改めて働きかけをすると言う意味だと。一旦終結とかそういうことをしたら、まどろっこしい。みんなが、調査をやめるかと。あえてそんなことを言う必要ない。
- 武石委員長　そんなことは言っていない。現時点のように議長が能動的に聞き取りをすることは体調不良でかなわないから、それを終了すると言っている。
- 米田委員　だから、一旦終結とかそういう言葉は必要ない。病状見たとき、今後回復を待つするのが妥当だということで、改めてその時点でやろうと、そうしてくれたら、みんなわかる。そういう意味だとは思うが。
- 武石委員長　従来のように、議長が能動的に西岡元議員側に聞き取り調査をすることは、一旦相手の健康状態を考えて中止をする。しかし、健康状態が回復すれば、調査に応じていただくように、あるいは、みずから県民に説明責任を果たすように議長から強く要請をするということで整理をさせていただきたい。よろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、ただいまの取りまとめをこの議運の結論としたい。御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長

よろしく願います。

それでは、浜田議長、きょうの議論を西岡元議員側にお伝えいただいて、今後とも、今、坂本委員、米田委員から意見も出たが、そういった内容についても強く要請をしていただくということによろしく願います。

(了 承)

## 5. その他

### (1) 平成26年度議会費12月補正予算

武石委員長

次に、その他である。21ページの資料8、平成26年度議会費12月補正予算についてである。このことについて、事務局に説明させる。

(川村総務課長、説明)

武石委員長

何か質問はないか。

(な し)

### (2) 「議会だより」の無料アプリ「i広報誌」による配信

武石委員長

次に、22ページの資料9、議会広報誌「議会だより」の無料アプリ「i広報誌」による配信についてである。このことについて、事務局に説明させる。

(楠瀬議事課長、説明)

- ・12月7日発行予定分から配信する。

武石委員長

何か質問はないか。

(な し)

### (3) その他

武石委員長

最後に、その他で何かないか。

(な し)

武石委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、12月定例会開会日の12月10日水曜日午前9時から開催する。協議事項は、議事手続等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。

26. 11. 28